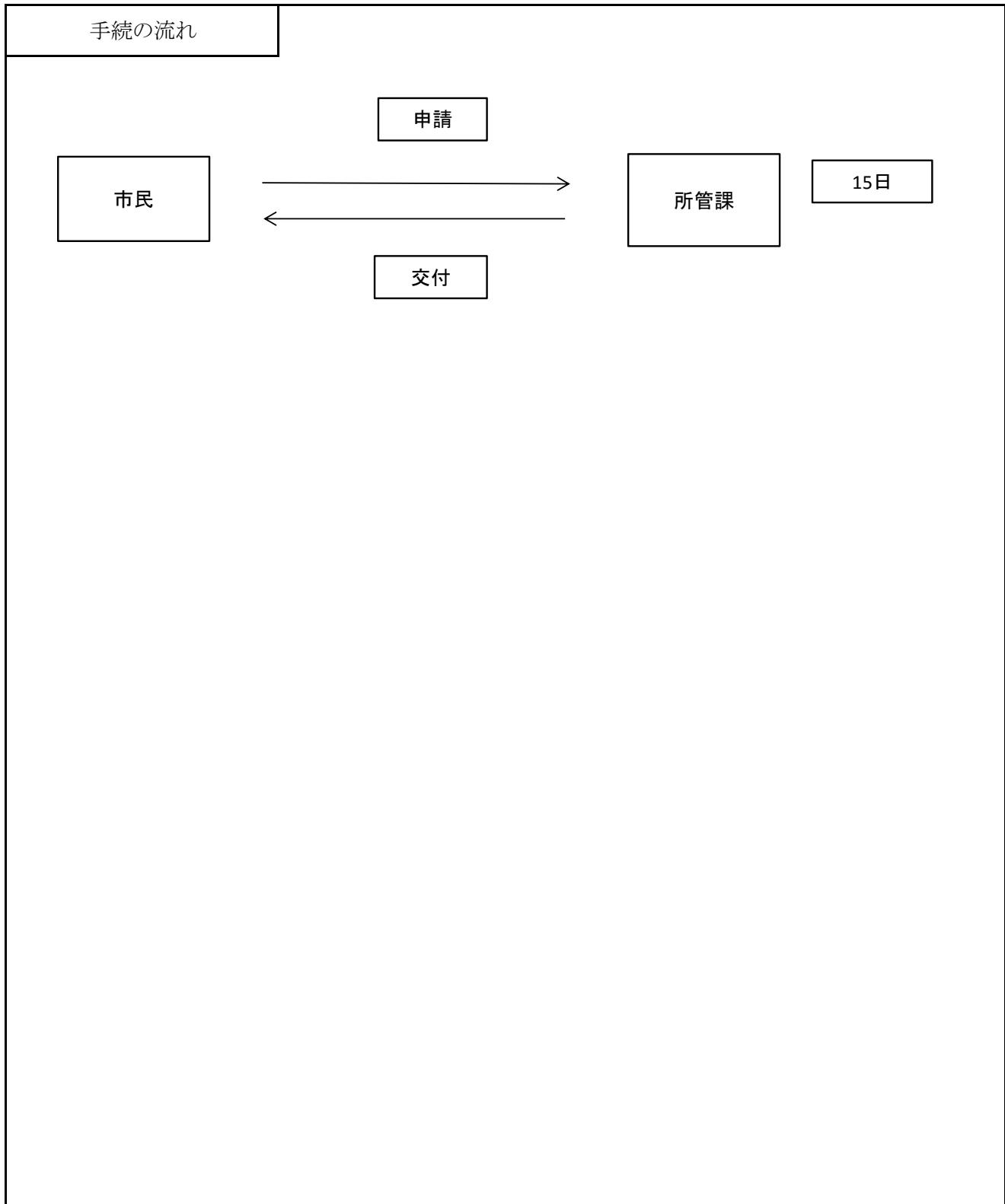


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	市管理港湾・漁港海岸保全区域の行為の許可			
処 分 の 概 要	市海岸保全区域での行為を許可する。			
根 抱 法 令 名	海岸法(昭和31年法律第101号)			
条 項	第8条第1項			
所 管 課	空港港湾課			
経由機関での処理期間		なし		
所管課での処理期間		15日		
標準処理期間	計	15日		
審査基準	未設定			
【根拠法令等】				
海岸法 (海岸保全区域における行為の制限)				
第八条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 一 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。				
松山市海岸法施行規則				
第2条 法第7条、第8条、第37条の4及び第37条の5の規定により、次の各号に關し許可を受けようとする者は、それぞれ当該各号の様式により市長に申請書を提出し、許可証(第5号様式)の交付を受けなければならない。 (1)法第7条第1項又は第37条の4の規定により公共海岸を占用しようとするとき。(第1号様式) (2)法第8条第1項第1号又は第37条の5第1号の規定により土石又は砂を採取しようとするとき。(第2号様式) (3)法第8条第1項第2号の規定により施設又は工作物の新設等若しくは改築しようとするとき。(第3号様式) (4)法第8条第1項第3号又は第37条の5第3号の規定により土地の掘削又は盛土、切土等の行為をしようとするとき。(第4号様式) 2 市長は申請に係る事項が軽微なものについては、添付すべき書類の一部を省略させ、又は市長が必要と認める他の書類を添付させることができる。				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。